

翻訳の政治学

——江戸末期から明治初期にかけてのフランス語との格闘

北 垣 徹

0. はじめに

「日本とフランス」の文化交流というかたちで問題の枠組を立て、そのなかで個々の事象を明らかにしようという試みは、今日ではありふれている。また社会においては日仏文化協会のように、そうした枠組のなかで機能する種々の団体も数多く存在する。そもそも本稿は、2003年に文学部外国語学科フランス語専攻主催によって開催された公開講座が基になっているが、この公開講座も「日本とフランス」をタイトルに掲げ、同様の試みを行ったものだ。けれども、こうした試みがありふれているからといって、そうした枠組を当たり前のものとして扱い、そこに含まれるいくつかの前提に鈍感であることは慎まなければならないだろう。後に示すように、こうした前提は一定の社会的・政治的な含意を含むものであり、無自覚のうちに思考をある方向に運命づけてしまうものだからである。したがってここではまず、19世紀におけるフランス語から日本語への翻訳という具体的問題に入る前に、より一般的な観点からこうした前提について考察を加えておきたい。

「日本とフランス」の文化交流という問題設定には、少なくとも次の二つの点が前提とされている。一つ目の前提は、日本およびフランスという国民国家、およびそれぞれの国民国家を支える国民文化が存在するということである。そこからしばしば、日本とフランスの国民文化は互いに異なるが、それぞれの内部には比較的均質な文化が存在するということが、暗黙のうちに含意される。しかし言うまでもなく、日本においてにせよフランスにおいてにせよ、均質な国民文化というものは多かれ少なかれフィクショナルな存在である。それぞれの文化は、地方や階級、年齢やジェンダーなどの観点から、内にさまざまな異

質な要素を抱えている。また歴史的な観点から見れば、国民文化なるものは時間を超越して存在するわけではなく、歴史上のある時点で、一般的に想像されるよりは最近の時点で成立したことが分かる。内に存在するさまざまな異質な要素が統合され一元化されていく過程は、歴史的に検証されるべきものである。しかし国民文化なるものがいったん成立してしまった後では、こうした歴史的経緯が消去され、それはあたかも時間を超越したものであるかのように立ち現れる。互いに異質な種々の部分が、偶然的なかたちで寄せ集まって全体をなしたのに、ひとたび全体が成立してしまえば、部分は全体のなかで整序され、それが当初孕んでいた異質性が消去されてしまうのだ。すなわち、部分が全体に先行していたはずなのに、全体が部分に先行するようになる。また、後になって創られたはずのものが、過去に遡及して存在を認められ、自身の時間的な制約から逃れようとするということもある。つまり、歴史のなかで産み出されたはずのものが、それ自体で別の歴史を創り出し、歴史を乗り越えてしまうのだ。こうした事態を可能にする機制は、しばしば「イデオロギー」と呼ばれるが、国民文化もまさにひとつのイデオロギーとして機能する点を忘れてはならないだろう¹。

「日本とフランス」の文化交流といった場合、二つ目の前提として、両者があたかも対等な関係を結ぶものであるかのように、相互に入れ替え可能な対称の位置関係にあるかのようにみなされているということがある。この場合、サッカーの国際試合において日本とフランスのナショナルチームが、共通のルールのもとで同じピッチのうえで対戦するかのようなイメージが存在する。前もって明確な輪郭をもった実体（先に述べた国民文化）が、やはり前もって定められた共通の土台のうえで、相互に交流を行うといったイメージである。しかしながら、こうしたイメージもまた多かれ少なかれフィクショナルなもので、歴史的に振り返るならば、対等で対称な関係を保証するようなあらかじめ定められた基盤というものは存在しない。またそれぞれの国民文化が、まず明確な輪郭をもった実体としてあり、それらがしかるべき後に関係を結び交流に入るといったように、事態が進行するわけでもない。むしろ事態は、ある種の暴力的な接触の出来事の後に、それぞれの国民文化が明確な輪郭を取り始めるというかたちで進行する。そして後になって成立したはずの国民文化が過去に

適及的に投影されることで、暴力的な接触という出来事は、文明化された^{プロトコル}外交作法や対等なパートナーシップに基づく「交流」にすり替えられるのである。

これら二つの前提を総合するなら、「日本とフランス」の文化交流という問題設定には、1)日本の国民文化 2)フランスの国民文化 3)交流の共通土台のような要素が暗黙のうちに存在を認められ、1)と2)は3)に先行しているということが自明視されている。しかし重要なのは、すべて多かれ少なかれフィクショナルな1)–3)の要素を前提とすることなく、また時間的にも論理的にも1)と2)を3)に先行させずに、それらが同時に派生してくるような場所を見極めることである。さまざまな内容や形式が分節されていく、まさにその発生の現場を押さえようとするこうした作業は、それほど容易なものではない。しかしこうした作業は、必然的に歴史的＝系譜学的な方向へと進まねばならないであろうことは予想がつく。また輪郭をあらかじめ線引きされたものとして扱うものでなく、輪郭の線引きを行う力学を明らかにしなければならない。つまり、あたかも精神分析的な手法でもって、夢に現れた表面的な個々の表象とは別のところで、そうした表象を成り立たせる夢論理を探らなければならない。翻訳をめぐる本題に入る前に、もう少しこうした理論的態度を確認しておこう。

1. 他者という鏡

「国際」という形容が冠せられる場合、例えば「国際交流」と言うような場合、われわれは通常、まず「国民」単位の何かがあって、しかるべき後それらのいくつかが交流に入るというイメージを抱く。つまり「国際 international」の前提として、「国民 national」が存在しなければならないと考えるのだ。言葉を字義通りにとって、inter-national というのは nation の間で生じる事柄を指すとすれば、これはごく自然な発想だといえよう。したがって先に述べたように、日仏の国際文化交流を考える場合、それに先立つものとして日本やフランスの国民文化を想定してしまうのも、仕方のないことかもしれない。

しかし筆者は別の論文において、19世紀ヨーロッパにおける万国博覧会と、そこで同時開催された国際会議の問題を扱い、そこでいくつかの学問分野においては、国際化の運動が国民化の運動に先立つことを示した²。つまり国民的

な何かがまずあって、それが国際化の流れのなかに入るのではなく、むしろ国際的な拡がりをもった動きのなかで、国民的なものが次第に明確な輪郭を取り始め、自律したものとなっていくのである。こうした事態は、19世紀にはあらゆる領域において見いだすことができよう。例えば、国民国家間で生じる戦争によって、それぞれの国民国家内での求心力が高まるということがある。この場合、確かに戦争の当事者としての国民国家が戦争の前提ではあるが、しかし戦争という国際的な運動を通じて、新たな国民的な何かが析出されるという面もあるといえる。

そうであるなら、国際的なものを捉えようとする場合に、安易に国民的なものを前提とすべきではないことになる。むしろ、それらを同時に析出するような論理を探るべきである。国民とは国際的な交流の主体ではなく、むしろ国際的な交流のなかではじめて、国民が主体として形成されていくと考えるべきなのだ。このことは一般的に、自己と他者の関わりのなかで、そうした関わりに先立つ自己や他者というものを、あらかじめ確固としたかたちで存在するものとしてみなすべきではない、ということに帰着するだろう。むしろ、このような関わりのなかにおいて、自己や他者が同時に形成されていくのである。あるいはより正確に言えば、このような関わりを通じて、自己と他者を分かち分割線が生じるのだ。この場合、自己は他者に依存し、他者もまた自己に依存する。つまり自己が自己たりうるのは、他者を媒介してのことであり、また他者が他者となるのは、一度自己を経由してのことである。他者と自己とは互いにまったく離れたところで独立したかたちで存在するのではない。他者とは、実はどこかで自己を経由しており、自己を含むものとして現れるのだ。

こうした事態はしばしば、「他者という鏡」という比喩で語られる。つまり他者とは自己を映し出す鏡であり、他者の姿を通じて自己を認識することが可能になるのだ。この比喩は、自己と他者の相互依存関係を表すには適しているが、比喩のなかでは、他者は鏡として現れる前にすでに他者としてあるのだから、自己と他者を分かち線は見えにくい。それでもこの比喩は、自己のうちにありながら、自己のなかでは直接的に現れず、それが他者の姿のうえに投影され、この影を通じて自己の姿が認識されるという機制に一定のイメージを与えてくれる。

エドワード・サイードは卓越した論考『オリエンタリズム』において、ヨーロッパ文化に潜むこうした機制を鋭く摘抉した。この書の目的を彼は、「ヨーロッパ文化が、一種の代理物であり隠された自己でさえあるオリエントからみずからを疎外することによって、みずからの力とアイデンティティを獲得したということ」を明らかにすることだと述べている。つまりヨーロッパ文化にとってオリエントとは、たんなる異質の他者ではなく、もともと「隠された自己」であったのだが、それを他者としてみずからから切り離すことによって、ヨーロッパ文化は今日あるような強い「アイデンティティ」を獲得したのだとする。サイードによれば、「オリエントは……ヨーロッパの文明と言語の淵源であり、ヨーロッパ文化の好敵手であり、またヨーロッパ人の心のもっとも奥深いところから繰り返し現れる他者イメージであった。そのうえオリエントは、ヨーロッパ（つまり西洋）がみずからを、オリエントと対照をなすイメージ、観念、人格、経験を有するものとして規定するうえで役立った」³。もともとヨーロッパ文化は、オリエントと共通の土壌から生じたか、あるいはオリエントからヨーロッパ文化が産み出された。しかしヨーロッパ文化は、次第に他者イメージとしてのオリエント像を作り上げ、それとは対立するものとしてみずからを規定してきたのである。逆にいえば、ヨーロッパ文化によって作り上げられたオリエント像とは、みずからと対照的なもの、みずからの内にとどめておくことを嫌うために他者へと転嫁したものなのである。したがってサイードは、ヨーロッパ文化によって作り上げられたオリエント像を通じて、そこにヨーロッパが内にも含みながらも、みずから抑圧し放棄した古の姿を探るのである。

こうした他者像とはしたがって、自己の欲望や恐怖を投影したものになる。憧れの対象として、あるいは嫌悪の対象として、みずからの情動から発しながらも、みずからとは異なるものとして他者の姿を作り上げる。そしてそうした内から発した他なるものと断絶しようとするなかで、みずからの姿を作り上げるのだ。このような抑圧された情動という契機が、他者像の形成、そして自己像の形成において作動している。このことをフロイトは「不気味なもの」と題された短い論文のなかで、精神分析的な観点から明らかにしている。彼はまず、ドイツ語で不気味なものを意味する *unheimlich* の語源的な探索から論考を始めている。彼によれば、この言葉は「親しみのあるもの *heimlich*」の対義

語であるが、しかし heimlich のさまざまな用法を探っていくと、ある用法においては unheimlich の意味も含まれる場合もあるという。つまり「親しみのあるもの heimlich」は、場合によっては反対の意味である「不気味なもの unheimlich」にもなるのだ。このことからフロイトは、「親しみのあるもの」と「不気味なもの」は、正反対のものとして、互いにまったくかけ離れたところに位置しするものではないという。そうではなくして、不気味なものとは、あるときわめて親しみのあるものであった。しかしそれがひとたび抑圧され、忘却の彼方に追いやられ、そしてそれが不意に回帰してくる時に、不気味なものとして現れるのである。かつての自己の慣れ親しんだ情動が、抑圧され疎遠なものとして遠ざけられ、それが他者の姿を通じて戻ってくる時に、不気味な相貌を纏うのである⁴。そうであるとすれば、しばしば自分にとってはよそよそしく、不気味なものとして描かれる他者の姿も、実はかつての自分自身であるということになる。あるいは、現実から離れた欲望や恐怖の混沌から、何らかの抑圧を経て現実を獲得し、欲望や恐怖を外部に放擲することで、自己が形成されるのだ。

以上のようなことから、われわれは一般的に、自己と他者とを安易に想定するコミュニケーションモデルを回避すべきであることが分かる。しばしばコミュニケーションという語のもとに、きわめて単純なモデルが想定される。すなわち、コミュニケーションの先だって、主体Aと主体Bがおり、この間でまるでキャッチボールのように、情報や感情が水平にやり取りされるというものだ。この場合、やり取りされる情報や感情の蓄積に伴って、AやBの知識や経験が増え、そのことで両者に変化が生じ、コミュニケーションの質が変わってくることもあるだろう。しかしあくまで、AはAとしてあって、BもまたBとしてあり、お互いの存在論的な立場は揺るぎない。またAとBとのあいだの距離が、近づいたり遠ざかったりすることもあるだろうが、情報や感情をやり取りすべき一定の距離はつねに保証されている。このような素朴コミュニケーションモデルとでもいうべきものは、個人間であれ、また日本やフランスといった国民国家間であれ、あるいは東洋と西洋といったより大きな地域間であれ、しばしば暗黙の前提となっていることが多い。

しかしながら、これまで述べてきたことから推測すれば、AがAたりうるの

はBがあるからであり、あるいは、AがBとして見出すものは、実は何らかの意味でAの一部なのである。この場合「その逆もまたしかり」、つまりBがBたりうるのはAがあるからであり云々ということは、おそらくあり得ない。あり得たにせよ、それはまた別の時空間で生じる別の事態であろう。なぜなら、AやBとして名指されたものは、記号的に等価なものとして置くことが不可能なものであり、相互に入れ替えができないものだからである。キャッチボールの比喻で喚起されるような「水平なやり取り」といったものは、往々にして存在しない。一方通行の何かが重層的に重なり合い、そうした集積の力学のなかから、事後的にAやBといったものが見出される、そのようにして事態は推移する。

2. 翻訳というフィクション

このような理論的態度を踏まえたうえで、「日本とフランス」という問題に立ち返り、そうした枠組を批判的に捉えつつ、翻訳の問題に入っていくことにしよう。すでに述べたことから、われわれは翻訳の問題を考える際には、安易にそれに先立つ日本語やフランス語といったものを前提として自明視してはならないことになる。日本語やフランス語といった国民言語がまず確固としてあり、しかるべき後に一方の言語から他方の言語への置き換えがなされるといったイメージを、一度疑ってみなければなるまい。翻訳という行為を先の素朴コミュニケーションモデルで解するならば、われわれはそうしたイメージを抱きがちである。例えば、あるフランス語のテキストを前にした時、必要であれば辞書や文法書を参照しながら、あるフランス語の単語を日本語の単語に、フランス語の文を日本語の文に置き換えていく。未知のフランス語の単語に出くわせば、仏和辞書を引けば対応する日本語の単語を見つけることができる。そして、逆の作業、すなわちフランス語から日本語への翻訳も同様になされる。使用する辞書が仏和から和仏の辞書になるだけだ。この場合、日本語とフランス語は同じ平面の上に向き合って存在し、一方の単語は他方の単語に対応している。一方の文法規則は、他方の文法規則によって置き換えられる。それはあたかもサッカーの国際試合において、選手がそれぞれ同一ピッチ上の相手チームにたいして、マンツーマンでディフェンスを敷くかのようなものである。一人でディフェンスできない場合は、二人あるいは三人がかりでいくように、一対一で訳

しきれない言葉は、複数の言葉を連ねて対処する。こうしたイメージは、日本とフランスの文化交流のひとつのあり方として、通常はごく自然なものとして受け取られている。

しかしながらこうしたことは、さまざまな前提のうえで、さまざまな制度に支えられて成り立つことである。例えばそれは、仏和や和仏の辞書といったものに支えられている。これらの辞書は確かに、一方の言語のある単語の見出しのもとに、他方の言語においてそれに対応する単語が記載されている。そうした記載の与える視覚的イメージから、われわれは言語間の水平な対応関係というものを想起しがちである。しかし言うまでもなく、辞書とは歴史的産物であり、さまざまな試行錯誤の結果としてできあがったものである。この点については後に触れよう。辞書は試行錯誤の結果としてできたものであれ、ひとつたびできあがれば、しばしば規範的な力をもつようになる。辞書の名にそのような語を入れたものもあるように、まさに「スタンダード」なものとなるのだ。そうすると辞書は、個々の翻訳という行為に先立って存在し、そうした翻訳を制御するものとして機能する。しかしながら、そもそも辞書を編纂することはそれ自体が翻訳なのであり、辞書における翻訳と他の翻訳一般を根本的に弁別するものは何もない。辞書はあらゆる翻訳をその上で成立させる基盤でなく、それ自体ひとつの翻訳として、他の翻訳と並んである種の例を示すものに過ぎないのである。

先に触れたような、しばしば翻訳についてまわる素朴なイメージを、酒井直樹は「対一形象化の図式」という概念で説明している⁵。先の章ですでに、いわゆる「国際交流」において、それに先立つものとして国民国家や国民文化を安易に想定してしまう倒錯について言及した。国民国家や国民文化はむしろ、国際交流と呼ばれるような出来事の後になって成立するものである。このことを酒井は翻訳というより具体的局面において、きわめて精緻に分析してみせる。彼によれば「一つのテキストを別のテキストに翻訳あるいは通訳しなければならないのは、二つの異なった言語の統一体があらかじめあるわけではなく、翻訳の行為が言語を分節化し、その結果、翻訳の表象を通じて、あたかも翻訳する言語と翻訳される言語の自立的で閉じられた統一体が存在するかのようになり、それらの言語を措定することができるような制度が成立することになる

からなのである」⁶。このやや難解な叙述を、もう少し分かりやすくパラフレーズしてみよう。すなわち、われわれは例えばフランス語から日本語への翻訳を行う場合、その翻訳に先立って、それぞれの言語が「自立的で閉じられた統一体」として存在しているかのように考えてしまう。つまりフランス語と日本語は、あたかもそれぞれが閉じられた円であるかのように、それらは互いにまったく重なることなく、別々に離れたところに存在しているかのように考えてしまうのだ。この場合翻訳とは、このそれぞれ円のなかの要素を線で結ぶことである。しかし酒井によれば、そのようなそれぞれ別個に存在する統一体としての言語は、翻訳に先立ってあり得ない。むしろ、翻訳という行為の後になって、その行為の表象を通じて、初めてそれぞれの言語をそのような統一体として想定することが可能になる。翻訳という行為によって、初めて日本語なりフランス語なりが「分節化」される、つまりそれぞれ別個の言語として、互いに相容れない言語として考えることができるのだ。このように翻訳を通じて、（まるでサッカーで対戦する二つのチームのように）ある言語が別の言語と同じ平面上に置かれつつも分け隔てられ、対を成すものとして形象化されることを、酒井は「対-形象化の図式」と呼ぶのである。

このことを理解するためには、例えばバイリンガルであるということと、翻訳を行うということとを比べてみればよい。幼児期からバイリンガルの環境で育った子供は、二カ国語（例えば日本語とフランス語）を不自由なく話す。外から観察するかぎり、その子供はまさに「バイリンガル」、つまり二つの言語をもっている。そうした場合、この子供は翻訳という行為を行っているといえるのだろうか。この子供は状況に応じて日本語とフランス語を使い分けしているだけであり（あるいは使い分けの意識もない）、子供にとって、互いに相容れないような統一体としての日本語やフランス語は存在しない。個々の状況下において、個々の言語使用があるだけである。したがって、それぞれの言語が統一体として存在し、そのあいだを等価で結ぶというような翻訳が、この子供の内面に現れるわけではない。つまり子供にとって、翻訳の表象は存在しない。

しかし子供は、行為として翻訳らしきことは行っている。つまり、例えばこの子供は「座りなさい」と言われても、「*assieds-toi*」と言われても、同じよ

うに振る舞わなければならないことを知っている。またこの子供自身、自分の飼い犬に向かって「お座り」とも « assieds-toi » とも言う。また、フランス語を解さない自分の友達が、« assieds-toi » と言われてキョトンとしている時、「座らないといけないんだよ」と説明してやることもできる。このようにこの子供は、それぞれの状況下で、他者の呼びかけにたいしてどう振る舞うべきか、みずからどう言葉を発するべきかを心得ている。こうした行為は、それを観察する者にとっては、まさにこの子供が内的な翻訳を行っているように見えるだろう。つまり行為者にとってはたんなる行為が、観察者に表象されたとき、それが翻訳ということに思われるのである。あるいは、フランス語を解さない友人がいる場合は、この子供は説明をするが、説明というまさに表象としての行為が、翻訳として現れるのである。

いずれの場合でも重要なのは、行為が表象に先立っていることである。行為のレベルで見ると限りにおいて、バイリンガルの子供にとって翻訳は存在しない。「座りなさい」を « assieds-toi » と訳し、同じ « assieds-toi » を今度は「お座り」と訳しているわけではないのだ。そうではなくて、それぞれの状況下で適切な言語行為をしているだけである。しかしそうした行為を後に振り返って、内的に捉え返したり、あるいは他者に説明したりするなかで、次第に個々の行為が総体として翻訳という表象で現れるようになる。さらには、学校教育などの制度をくぐり抜けるならば、そうした表象はますます強く現れるようになるであろう。

酒井はこのような表象に先立つ言語行為を、「異言語的な聞き手への語りかけの構え heterolingual address」という耳慣れない用語で強調している。「異言語的 heterolingual」とは、翻訳の表象において現れるような言語統一体を想定することができない事態、したがって同じ言語統一体に帰属するメンバー同士のコミュニケーションとは異なったあり方を指している。しかしここで注目したいのはむしろ、「語りかけの構え address」の方である。この名詞は動詞「語りかける to address」から派生したものであるが、この動詞は「伝達する to communicate」と対比的なものとして用いられている。「語りかける」と「伝達する」の差異を、酒井は「的を狙う」と「的を当てる」の差異とパラレルなものとして説明する。すなわち、「語りかける」はある行為を指すが、そこに

この行為の目標が達成されることは含まれていない。たいして「伝達する」は、行為の目標の達成も含まれている。「的を当てる」ためにはまず「的を狙う」ことが必要であるように、「伝達する」ためにはまず「語りかける」ことが必要であるが、「伝達する」にはその行為が首尾よく目標を達成するということも、あらかじめ含まれているのである。

したがって「語りかける」という行為においては、この行為の目標が達成されるかどうか、すなわち意味の伝達が行なわれるかどうかは分からない。旅先で国籍不明の見知らぬ人に、とりあえず例えば英語で話しかけるとしよう。この場合、相手が英語を解さないならば、この行為の目標は達成されず、不首尾に終わる。しかしそれでも、目標が達成されるかどうかはあらかじめ分からないので、とりあえずのところ、あえて話しかけるしかないだろう。このような状況は、われわれの言語生活においてはきわめて稀で、特殊な事態にみえるかもしれない。しかしながら、こうした事態はある意味で、われわれの言語生活の本質的な部分でもある。われわれは多かれ少なかれ、ある限られた言語しか話すことができない。初対面の誰かに向けて話しかける時、その意味が伝わるかどうかは、あらかじめ保証されてはいない。日本にいれば日本語が通じるだろうというのは、それは社会的な慣習から確率論的に判断したことで、言語活動の本質からくるものではない。日本にやってきたばかりの日系ブラジル人に日本語で話しかけて、意味が通じないこともあるだろう。姿形からして日本人ではないと思われる人が、日本語を解することもある。地理的な条件や外見は、何ら言語を拘束するものではない。ただ確率論的な相関があるだけである。

このように言語活動を語りかけという側面において捉えるならば、そこで浮かび上がってくるのは意味の伝達よりも、意味を伝達しようとする話し手の意志や欲望ということになる。意味の伝達が予定調和的に保証されていない以上、語りかけるという行為はいわば捨て身の行為であり、話し手はそこに強い意志や欲望を持ち込まずにはいられない。あらゆる発話は、「*Je veux dire que...*」 「私は～と言いたい」になるのである。これは聞き手にとっても同様で、あらかじめ保証された意味の伝達がないところでは、聞き手は語りかけを「受け止める」という行為をもって臨まねばならない。聞き手の方にも、理解するための意志や欲望の次元が現れる。そして、聞き手は意味を受け取るためには、何

らかの「翻訳」という行為が必要になる。「語りかけ」が言語行為の本質であり、意味が首尾よく伝達されることはあらかじめ保証されてはおらず、また均質な統一言語体を想定しないところでは、あらゆる言語活動には翻訳が伴うことになる。翻訳は必ずしも、異言語間のみ現れるものではない。あらゆる発話を「Ça veut dire que...」「～ということだ」というかたちで理解しなければならず、あらゆる発話に翻訳が必要になるのである。

こうしてみると、翻訳はあらゆる言語活動のなかで生じる行為ということになるが、今日では一般的に、異言語間のそれが特権的なものとしてみなされている。こうした事態は、近代以降の歴史的な動き、すなわち国民国家の生成と、それと相即的なグローバリズムの進展と無関係ではありえない。そのなかで、国民言語すなわち「国語」が特権的な存在となり、それを読み書き聞き話す「国民」という主体が前面に浮上してきたのである。しかし繰り返すならば、こうした国語や国民は、行為としての局地的な翻訳が、総体として表象される時に初めて見出されたのである。酒井の議論をもう一度参照しよう。「翻訳の表象は民族的あるいは国民的な主体の表象を可能にするものであり、仲介する翻訳者が常にいるにもかかわらず、翻訳は、差異や反復としてではなく表象として、一つの言語統一体を他の言語統一体に（また一つの「文化」統一体を別の「文化」統一体に）対称するものとして措定する役割を担わされてしまう。この意味で、翻訳の表象は反復における差異を二つの種的同一性のあいだの種差へと変換し、推定された国語の統一を構成することを促進し、差異との非共約性を種的なもの、つまり共約的で概念的なもの、言語一般の連続性において措定された二つの特殊な言語の間の差異、として記入し直すことになる」¹。これも難解な箇所ではあるが、ここでいう反復とは、これまで述べてきた文脈では行為に当たる。これまで述べてきた行為としての翻訳とは、意味の伝達が保証されていない状況のなかで、ある欲望や意志によって、相手の言わんとするところをもう一度再現する行為のことであった。そこでは、それぞれ一回限りの出来事が、絶対的な差異とともに繰り返され、けっしてあらかじめ定められた本質における同一性へと還元されることはない。ところが、翻訳の表象においては、こうした絶対的な差異の反復という側面は消去されてしまう。そこでは、翻訳に関わる二言語のそれぞれが、均質な統一体として表象され、そして

それらは互いに異なるものの、それぞれが国民言語として同じ平面の上に並ぶものとなり、その違いは同一性の上の「種差」に過ぎなくなる。日本語やフランス語は、それぞれの内部において均質で統一されたものであり、また日本語とフランス語は互いに異なるとはいえ、いずれも国民言語であるかぎりにおいて共通の土台を有し、例えば和仏や仏和の辞書においては、対をなすものとしてカップリングされるのだ。ここに至って、原初にあったような反復としての翻訳、行為としての翻訳は見えなくなり、翻訳はむしろ素朴コミュニケーションモデルの上での、機械的作業のように見えてしまう。しかし翻訳という行為の真の姿は、こうしたモデルの上にはない。

以上述べてきたことから、理論的な観点からは翻訳のもつ本源的な姿を垣間見ることはできたであろう。以下の章では系譜学的な観点から、歴史を遡りつつこうした姿をとらえてみることにしよう。

2. フランス語との最初の接触

フランス語から日本語への、あるいは日本語からフランス語への、最初の翻訳はいつ、どういうかたちでなされたのだろうか。ここでいう翻訳とは、書かれた文書を一定数の読者の便に供するために訳す行為をいうのであって、口頭によるその場かぎりの翻訳、いわゆる同時通訳的なものを含むものではない。フランスと日本との人的な「交流」は、鎖国政策を敷いていた江戸時代初期にも、すでに存在していた。日本からは支倉常長の一行がローマに赴く際、1615年にフランスのサン・トロベに寄港しており、またフランスからも1630年代にフランス人宣教師が日本にやって来ている。もっとも、後者の事例は「交流」というべきものではなく、すでに厳しい鎖国政策下の日本に、布教のために敢えて潜入したのであって、「来日フランス人第一号」と言われたギョーム・クルーテ神父は、1637年に長崎で処刑されている⁸。おそらくこのような人の行き来のなかで、何らかのかたちで異言語間でのやり取りがなされ、意味の疎通がはかられたことは疑いない。しかしここで問題にしたいのは、こうした口頭でのその場かぎりのやり取りではなく、いわゆる今日われわれが翻訳という言葉で意味しているもの、つまり出版によって不特定多数の読者のためにとまてはいかなくても、何らかの目的のために一定数の読者のために、書き言葉に

よってある言語から他の言語へと移す行為を問題にしたい。

こうした意味でのフランス語から日本語への最初の翻訳は、現在分かっているかぎりでは、江戸時代も終わりにさしかかった1807年のことと思われる。この翻訳の原典とは、ロシア海軍大尉ニコライ・アレクサンドロヴィチ・フヴォストフによる外交文書である。18世紀中頃からロシアは日本に接近をはかっており、千島を南下して、蝦夷や本州沿岸にも姿を現すようになっていた。18世紀から19世紀の転換期には、ラックスマンやレザノフらのロシア使節が日本に来航し、幕府に通商を開くよう求めている。こうした動きのなかでフヴォストフは、サハリン南部の日本人集落を襲撃して暴行や略奪をはたらき、強硬な通商要求を突きつけてきた。つまり彼によるこの外交文書とは、松前藩に宛てて出されたもので、鎖国を解いて開国を迫るものであった。その背景には軍事力があり、この文書のなかにも通商要求が受け入れられない場合には、軍事力の発動が示唆されている。19世紀の半ばには、アメリカのペリー総督がやはり軍艦を率いて浦賀に来航して幕府に開国を迫り、その結果日本はアメリカと条約を結んで鎖国体制が崩壊するが、このような動きはすでに世紀初頭にも生じていた。

ロシア人による外交文書が、どうしてフランス語で書かれていたのだろうか。それはロシア語の原文に、フランス語が補助的に付されていたのである。当時この翻訳の命を受けたのは、長崎にいたオランダ商館長ヘンドリック・ドゥッフである。ドゥッフはロシア語を解さず、やむなくこの補助的に付されたフランス語をオランダ語に訳した。それを日本人のオランダ語を理解する蘭通司たちが日本語へと重訳したのである⁹。このように最初のフランス語から日本語への翻訳とは、日仏文化交流とはかけ離れたものであった。そもそもまず、この翻訳とはフランス国民やフランス文化といったものとは関係がない。ロシア人による外交文書にフランス語が付されていたのは、当時の国際外交慣習に則ってのことであり、これはフランス語が有していた国際語としての立場を反映している。しかし日本でこの言語を解する者は当時存在せず、鎖国下においても交流のあったオランダの言語から、やむを得ず重訳を行ったのである。またこの翻訳が、軍事力を背景とした通商要求であったことにも注目すべきだろう。最初のフランス語からの翻訳とは、文学作品の翻訳などではありえず、ま

た翻訳者による自主的なものでもなかった。それは現実の物理的な力によって、一方通行的になされたものである。当然のことではあるが、ここには国際交流ということでは想起されるような、円滑な双方向のコミュニケーションを確保するような基盤は存在しない。先にフランス語から日本語への、あるいは日本語からのフランス語への翻訳がいつ始まったか問うたが、そもそもこの両者はまったく非対称のものであり、それからすでに先の章で示唆したように、あるいはこれから見ていくように、この時点で「日本語」という言語をフランス語に並ぶべき一つの輪郭をもった言語として想定しうるかもあやしい。したがって以降は、こうした諸外国との衝撃のなか、幕末期の人々がいかにフランス語と格闘したかを瞥見しよう。

ロシア海軍大尉によるフランス語の外交文書の翻訳をオランダ語から重訳せねばならなかった当時の蘭通司たちは、必然的にフランス語学習へと向かう。おそらくこの時点で彼らは、フランス語をフランスの国民文化を理解するための手段ではなく、むしろ国際語として通用する外交手段として捉えていたであろう。そして江戸末期とはいえ、なお鎖国体制下にあった彼らのフランス語学習は、幕府公認のもとで、フランス語を知るオランダ人から教えを受けるものであった。また1808年の「フェートン号事件」、すなわちイギリス船がオランダ船を装って長崎港に侵入し、食料や薪水の補給を求めるという事件以来、幕府の言語政策は英語も視野に入れざるを得なくなる。このようにフランス語にせよ英語にせよ、戦争とはいかないまでも、ある種の軍事的緊張のなかで必要に迫られて翻訳が目指されたのである。

フランス語を学習し始めた蘭通司たちがまず行ったことは、辞書の編纂である。最初の和仏辞書らしきものは、蘭通司の本木正栄によって1814年頃に編纂が開始され、それが完成に至った正確な日付は分かっていないが、『ふらんすじはん』という名で残っている。またこれと並行して、フランス語の文法書や会話集も兼ね備えた『和仏蘭対訳語林』全5冊も編纂された。これらに先だって本木は、『あんげりあごうがくしょうせん』(1811)や『あんげりあごりんたいせい』(1814)などの、英語の会話集や英和辞典の編纂にも当たっており、その完成を待ってフランス語に着手したと思われる。このことから分かるように、本木はフランス語だけに集中したわけではなく、植民地拡大を求める西洋諸国、なお鎖国下

にある日本といった国際情勢に晒されつつ、そうしたなかで流通する言語を理解しようとしていたのだ。フランス語や英語をフランスやイギリスといった国民国家と結びつけたものではなく、まさに国際語として見ていたのであろう。またこのような外国語の学習や辞書の編纂は、蘭通司がよく通じていた言語であるオランダ語を介してなされ、その大きな手助けとなったのは、先にも登場したドゥッフである。そのため、フランス語はしばしばオランダ語風の発音に習った表記がなされており、例えば「le ^ル ventre」には「ルハンテレ」という読みが付されている。今日の眼からすれば、このような辞書がどれだけ実用に供したのかは想像の域を出ないが、しかしフランス語学習への第一歩が踏み出されたのは確かである。

この一步を引き継ぐのが、今日「フランス学の祖」と称される村上英俊である。しかしながら、もともと医者として身を立てようとした英俊が修めたのは、やはり漢学そして蘭学であった。その彼がフランス学へと転身したのは、かなり偶然の事情による。その事情とは、ある人物と、ある書物に遭遇したことである。ある人物とは佐久間象山であり、当時彼は国防の必要を訴え、西洋砲術の導入に力を注いでいた。象山が蘭学に詳しい英俊に、火薬製造に関して適当なオランダ書を挙げてくれるよう求めたところ、英俊の回答はベルセリウスの『化学提要』であった。早速象山はこの書を取り寄せる手配をしたが、はたして到着したのは、オランダ語による原書ではなく、フランス語に翻訳されたものであった。当時の状況を考えれば、再度オランダ語の原書を求めるのは、多大な費用や時間、労力を要することになる。そこで見出された解決策は、このフランス語訳を読み解くために、英俊自身がフランス語を習得するというものであった。これが1848年、英俊はすでに37歳であった¹⁰。ここにおいても、フランス語とはフランスの国民文化を意味するものではなく、またフランス語学習の背景には、火薬製造という軍事的な動機があった点を確認することができよう。

英俊のフランス語学習は、困難を極めるものであった。先の『払郎察辞範』や『和仏蘭対訳語林』などの辞書や文法書は、おそらく長崎からあまり外には出ることがなかったために、当時松代藩（長野）にいた英俊はこれらを頼りにすることはできなかつただろう。英俊が学習のために用いたのは、蘭仏対訳の

辞書だけである。しかもドゥッフのような存在はおらず、まったくの独学だったようだ。それでも何とかベルセリウス『化学提要』を読み進めていったようだ。そして英俊のフランス語への熱意はこの書にとどまるものではなく、象山の影響もあって、彼自身辞書編纂の方向へと向かう。その成果が、1854年に完成する『三語便覧』である。この辞書で興味深いのは、内容はともかく、その形式である。三語とは英語・フランス語・オランダ語を指すものであるが、辞書はこれら三語について、対応する単語を縦に三つ並記している。もちろんその上には漢字の単語が並べられ、それぞれの単語は4語の並記ということになるのだが、項目の見出しとしては「フランスコトバ蘭西語」「エゲレスコトバ英傑列語」「フランスコトバ和蘭語」とあるだけで、「日本語」という見出しはない。単語はアルファベット順の配列ではなく、「天文・地理・身体・疾病……」と続く内容順の配列で並べられている。すべての言葉にルビが振られ、発音が示されているが、一番上に並ぶ漢字へもルビが振られている。それは例えば「墨汁」に「スミ」というルビが振られるという具合にである。この辞書のなかにおいては、言語としての日本語の位置はかなり曖昧である。それはフランス語や英語と対置されるものではなく、はっきりと明示的なかたちをとるものではない。それは、さりげなく漢字(すなわち漢語)に振られたルビのなかに紛れ込むような何かでしかない¹¹。

村上英俊はさらに翌年には、外国人によって編纂された辞書などを基にしたから『洋学捷徑 仏英訓弁』という文法・発音書を、また1857年には『五方通語』を出している。後者の「五方」とは、フランス語・英語・オランダ語・ラテン語・日本語を指す。先の『三語便覧』の三語に日本語は含まれていなかったが、今度は含まれている。多様な外国語の配置のなかで、徐々に日本語が姿を現し始めるのである。またこの時期には、フランス人による日本語学習も始まっている。1855年には、後に日本におけるフランス語普及に貢献するメルメ・カション神父が那覇に到着。彼は1858年の日仏修好通商条約締結時には、通訳の勤めを果たすことになる(この条約の条文翻訳には、英俊も携わっている)。この条約は日米間で結ばれたものと同様、不平等な内容を含むものであったが、かたちのうえでは日本とフランスが並び、また条約の各条文の翻訳も、現在から見てもかなり忠実なものである。まさに国際関係において、つまり外との接触において、日本という存在が自国において意識され始める。また

フランス側では、東洋語学校のレオン・ド・ロニーによる『日英仏辞典』(1857)『日仏辞典』(1862)、レオン・バジェスによる『和仏辞典』(1862)なども出版されている。辞書のタイトルからも窺われるように、フランスの立場から見れば、江戸時代下の日本を一つのまとまりをもった「国」とみなし、その国の言語を自立した統一体として扱っている。このような外からの視点が日本に輸入され、内面化されることで、日本という存在が認識されたということもあるだろう。国民という視点が国際化とともに（あるいは国際化の後に）現れるのである。

3. フランス学の制度化

開国を迫る諸国が相次ぐこのような国際情勢下において、幕末期の日本においてフランス語学習はやがて制度化される。村上英俊はフランス語を独習したが、やがてさまざまなかたちでフランス語を勉強するための機関が創設されるようになる。幕府の洋学研究機関である蕃書調所が創設されるのが1856年、この機関は外交文書翻訳や外国事情収集などの任の他、語学教育機関の機能も果たすものであった。そのなかの仏学局で1860年以降、フランス語学習が開始され、英俊もここで教鞭をとるようになる。1862年には洋書調所、1863年には開成調所と改称され、次第に蘭学は振るわなくなり、英学・仏学・独学が主流になる。英俊はこの機関に勤務しながら、さらなる辞書の編纂に励むことになる。すでに作りあげていた『仏蘭西詞林』に増補改訂を加えたり、また1864年には『仏語明要』全4巻を完成する。先の『三語便覧』と比較するならば、『仏語明要』はかなり現在の辞書に近くなっている。フランス語は横書き、日本語は縦書きであるが、それらが横長のコラムのなかに水平のかたちで左右に並んでいる。日本語が次第に、形式上はフランス語と並ぶ存在として捉えられるようになっていくのだ。配列もアルファベット順が採用され、いわゆる語学の視点からの編纂がなされている¹²。英俊は1868年には開成所の職を辞し、私塾「達理堂」を開く。ここで学んだ人物には、例えば中江兆民がいる。

また開国後には、フランス人が日本にやって来てフランス語教育に当たるようになる。先のカシヨンは1859年に箱館にやってきて、「フランス語学校(コレージュ・ド・フランス)」を開設する。またフランス駐日公使レオン・ロッ

シュは、幕府にフランス語学習機関設立の必要を訴え、その結果1865年、横浜に「仏語伝習所」が開校する（「横浜語学所」「仏学伝習所」「仏国語学伝習所」「仏蘭西語学伝習所」とも呼ばれた。フランス名は Collège japonais-français）。このような学校が横浜に設置されたのは、新たに開港された港があったからというばかりではなく、横浜や横須賀には新たに製鉄所や造船所が作られていたからであった。そこではフランス人技師が技術指導に当たっており、彼らを理解するためのフランス語が必要だったのである。またフランスからは軍事教官団も招聘され、日本の陸軍創設に力を貸しているが、そのためのフランス語も必要であった¹³。このようにこの時期のフランス語は、鉱山・製鉄・造船などの技術や、軍事のための言語だったのである。

また江戸時代が終わって明治時代になると、日本は近代国家建設を目指して文明開化の道を突き進むことになるが、そのなかでフランス語は法律分野でも必要とされるようになる。明治政府は発足時から、西洋諸国との不平等条約を抱えていて、その改正のためには国際法を学ぶ必要があり、また憲法や刑法、民法など国内での法制度の整備も必要となってくる。とりわけ民法に関しては、フランスは完成度の高いナポレオン法典を有しており、この日本語への翻訳が日本の民法制定に多大な影響を与えることになる。明治時代になるとフランス語を教える機関は公立・私立を問わず爆発的に増え、また開成所（開成学校）も大学南校、さらには東京大学へと組み込まれていく。フランス語学習に限らず、明治新政府下では明治5年（1872年）以降、学制が着々と整えられていくが、そのなかでフランスの法律を学ぶ専門機関も創設されていく。司法省内に作られた明法寮（後の東京法学校、東京大学法学部）がそれで、ここでフランスからやって来たアンリ・ド・リベロールがお雇い教師として教鞭を取る。続いて、ブスケやボワソナード、グロースらも来日し、こうした専門機関で教鞭をとりながら、日本の刑法や民法の制定に助力していく。とりわけボワソナードは、1870年代から1890年代にかけて日本に長期滞在し、ナポレオン法典を紹介しつつ日本の民法制定に尽力したことはよく知られている。

このような明治期の法制度確立への動きとは、実は外国の法律の条文を翻訳していく過程でもあった。翻訳といっても、それは機械的な作業ではあり得ず、翻訳を通じて法律のための新たな語彙を創出していく過程であると言った

方が適切かもしれない。この点にかんしては、箕作麟祥の業績を参照してみるといいだろう。祖父の阮甫に始まる蘭学・洋学の名門の家に生まれた彼は、若くしてオランダ語ついで英語に親しみ、その後フランス語もかなり短期間でマスターする。実際のフランスを知ることなく、またフランス人にもほとんど接することなく生涯を終えた村上英俊とは異なり、若くしてフランスに渡り、滯仏経験をもっている。蕃所調所から大学南校と移り変わっていった研究・教育機関にも勤め、多くの弟子を輩出する一方、明六社の一員として福沢諭吉らとともに活動し、まさに明治期の知識人を代表する人物だと言えるだろう。しかし箕作が福沢ほど著名でないのは、箕作がみずからの著作をほとんど残さなかったからで、まさに「翻訳しに、此の世に生まれて来たやうな」¹⁴人物である。

彼の中心的な翻訳は何といっても、膨大な量におよぶフランスの刑法や民法である。それはたんなる翻訳ではなく、日本にとっては法律の作成そのものであり、すでにあるものを別のかたちに変える作業というよりも、何もないところに新たな何かを創り出す行為であった。箕作は自分の業績を述懐して、次のように述べている。「明治二年に明治政府から〈フランス〉の刑法を翻訳しろと云ふ命令が下りました。そんな翻訳を言付けられても、ちつとも分かりませんでした。尤も、全く分からぬでも無いが、先づ分からぬ方ではありましたが、どうかして翻訳したいと思ふので、翻訳にかゝつたことはかゝりましたところが、註解書もなければ字引もなく、教師もないと云ふやうな訳で、実に五里霧中でありましたが、間違ひなりに、先づ分かるまゝを書きました。(中略)基本は実に、分からないことだらけでありました。また分かつても、翻訳語が無いので困りました。権利だの義務だのと云ふ語は、今日では、あなた方は訳のない語だと思つてお出でゝありませうが、私が翻訳書に使つたのが、大奮発なのでござります。併し何も私が発明したと云ふのでは無いから、専売特許は得はしませぬ。支邦訳の万国公法に〈ライト〉〈オブリゲーション〉と云ふ字を権利義務と訳してありましたから、それを抜きましたので、何も盗んだのではありませぬ。また、新規に作りしたのは、動産だの不動産だのと云ふ字で、今日では政府の布告にもあるやうになりましたが、これを使ふのは、実に非常なことであつたのです」¹⁵。

このように箕作の成したことは、「翻訳語」のないところで翻訳を行うこと

であり、それは新たな日本語創出の行為であった。単純にフランス語を日本語へと置き換えるのではなく、フランス語を通じて新たな言語体系を作り、それが日本語となるのである。もちろんこれは一朝一夕に成されうることではなく、また箕作一人でできることでもない。明治期の多数の知識人による個々の行為が集積して、全体として今日あるような日本語が成立したのである。加藤周一によれば、新たな日本語創出としてのこの時代の翻訳は、そのパターンとして概ね4つに分類できる。一つ目は、すでに江戸時代から交流があり、主に医学の分野で翻訳が進んでいたオランダ語からの訳語を拝借するパターンである。「神経」「水素」「酸素」「重力」などの語がこれに当たる。二つ目のパターンとして、先の引用で箕作も言及しているように、中国語において翻訳語として使われた語を拝借する場合がある。言及されている「権利」「義務」の他、「銀行」「保険」「代数」「幾何」などがこれに当たる。三つ目は、中国の古典から適当な語彙を見つけ、それを転用するパターンである。この場合あくまで転用であり、もとの語彙の意味からはかなり隔たっているケースも多い。このパターンに入るものは多く、「自由」「理性」「意識」「観察」「分類」「演繹」「福祉」「文化」「文明」「経済」などがそうである。最後の四つ目のパターンは、まったくの新造語の場合である。箕作も述懐しているように、「動産」「不動産」というのは彼自身が創り出した訳語である（当時 *biens mobiliers* や *bien immobiliers* の訳語の候補としては、「動物」「不動物」というものもあったようだ）。西周による「哲学」の語の創造はよく知られているが、他にこのパターンに入るものとしては「観念」「主観」「抽象」「定義」「常識」「郵便」「冒険」などがある¹⁶。

もちろん、このような新たな創出行為としての翻訳は、さまざまな試行錯誤のなかで成されており、試みはされたものの、結局定着しなかった訳語も多い。例えば *philosophie* の訳語は、今日においては西周の「哲学」が定着したが、中江兆民は「理学」の語を使用した。彼の訳したフイエの哲学史の題名も『理学沿革史』であり、また『理学鉤玄』と題された彼自身の著作もある。また「心理学」の別の候補としては「性理学」、 「統計」の別の候補として「政表」があったという。さらに「権利」という訳語も、他の候補として「権理」や「通義」があった。兆民は「権利」よりも「通義」を好み、その理由としてフ

フランス語 *droit* や英語の *right* には、形容詞として「正しい」という意味があり、名詞としてもある種の普遍性が含意されているが、中国語の「権利」のもともとの意味は「権力と利益」であり、正しさや普遍性のニュアンスはないからだとしている。兆民の議論は十分に説得力のあるものだが、現実には「権利」の語が今日では完全に定着している。しかしそのことが今日における権利理解のにとって、障害とまではいかないにせよ、ある種のバイアスをつくっているということはあるだろう。とりわけ「民権」「人権」という短縮語になると、「権力」のニュアンスだけ残り、誤解を招きやすい。そうした意味においては、翻訳の問題は今日でもなお続いているといえるだろう。

4. 終わりに

江戸末期から明治初期にかけての、こうした言語による格闘は、フランス語とのあいだだけで生じたのではない。英語やドイツ語、ロシア語など、さまざまな言語と相対し、それらを翻訳しようと試みるなかで、新たな言語としての日本語が創造されていった。先に見たように、それは中国の現代語や古典を参照しながら行われ、かなりの語がこうした中国語から拝借された。しかしこうした拝借は、中国語と日本語との距離を縮めるものではない。そうではなく、古典語を従来とは異なる意味で使用したり、漢字を新たに組み合わせることで、日本語の語彙は急速に増える。明治期になると、やがて言文一致の文体が生みだされ、日本における漢文の伝統は次第に薄れていくであろう。

言文一致の文体形成において、二葉亭四迷のロシア語翻訳が大きな役割を果たしたことはよく知られている。しかしこの翻訳において、二葉亭はロシア語をたんに当時話されていた言語に置き換えたわけではない。そうではなく、江戸時代にはまったくなかったような文体が創造され、むしろそれを話すようになったのだ。西洋的な近代小説という装置によって、主人公たちの内面が表出されるが、日本語の場合、そうした装置はかつては存在せず、翻訳によって新たに作られたのである。

このように、江戸の終わりから明治に欠けて、国語としての日本語は徐々に新たな相貌を帯び、他方でそれは、教育などの回路を通じて国民国家の制度と

して確立していく。今日の眼からすれば、国語としての日本語は、ほぼ自明のものとしてわれわれの前にあるかのように思われている。しかし本稿で繰り返し強調したように、それは外国語との関係のなかでしかありえず、あらかじめ他とは切り離された自立した存在としてあるのではない。翻訳という行為こそが、まさに国語を成り立たしめているのである。翻訳を素朴コミュニケーションモデルになぞらえて、既存の規則に則ったたんなる意味の置き換えとしてみなすのではなく、偶発性に左右されがちな創造的な行為としてみなすことによって、翻訳の新たな可能性を窺うことができるだろう。

-
- 1 ここでは数々存在するイデオロギー論を参照する必要はないであろうが、今やイデオロギー論の古典のひとつとも呼ぶべき論文 Louis Althusser, «Idéologie et appareil idéologique d'Etat» in *Positions*, Paris, Editions sociales, 1976から、こうした下りは依然として影響を受けていることだけ触れておこう。
 - 2 北垣徹「万国博覧会と国際会議——サン＝シモン主義による知の組織化」『人文学報』第84号, pp.23-57, 2001年。
 - 3 Edward SAID, *Orientalism*, New York, Georges Borchardt Inc, 1978 (『オリエンタリズム』平凡社ライブラリー p.18, 1993).
 - 4 ジークムント・フロイト「不気味なもの」(『フロイト著作集6 文化・芸術論』高橋義孝訳, 人文書院, 1969年, pp.327-357.)
 - 5 酒井直樹『日本思想という問題——翻訳と主体』岩波書店, 1997年, p.6.
 - 6 *Ibid.*, p.4.
 - 7 *Ibid.*, pp.27-28.
 - 8 宮永孝『日本史のなかのフランス語——幕末明治の日仏文化交流』白水社, 1998年, pp.9-10.
 - 9 この辺りの事情に関しては、富田仁『フランス語事始——村上英俊とその時代』日本放送出版協会, 1983年; 宮永孝『日本史のなかのフランス語』前掲書を参照。
 - 10 富田仁『フランス語事始——村上英俊とその時代』前掲書, pp.54-60.
 - 11 *Ibid.*, pp.65-72.
 - 12 *Ibid.*, pp.114-120.
 - 13 宮永孝『日本史のなかのフランス語』前掲書, pp.96-104.
 - 14 「箕作麟祥君伝」所収の清水卯三郎談話。加藤周一・丸山真男編『日本近代思想大系15 翻訳の思想』岩波書店, 1991年所収「箕作麟祥君伝」(大槻文彦編)に付せられた「解題」より (p.303)。

¹⁵ *Ibid.*, pp.305-120.

¹⁶ 加藤周一「明治初期の翻訳——何故・何を・如何に訳したか」『日本近代思想大系15 翻訳の思想』前掲書, pp.361-365.